

意見募集案件	北広島市都市公園条例の一部改正について
担当課	企画財政部ボールパーク推進室ボールパーク施設課 電話 011-372-3311 内 3657

意見募集期間	令和4年6月1日(水) から 令和4年6月30日(木) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所ボールパーク施設課及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島6月1日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面(様式自由)による提出</li> <li>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</li> <li>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</li> </ul> <p>企画財政部ボールパーク推進室ボールパーク施設課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス: bpsishitsu@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和4年8月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 北海道ボールパークFビレッジ(旧きたひろしま総合運動公園)の開業に向けて、今後管理運営が円滑に実施されるよう、都市公園条例の一部を改正するものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別紙「北広島都市公園条例の一部改正について」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定 都市公園法第18条(条例又は政令で規定する事項) 都市公園法施行令第5条(公園施設の種類)</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 法に基づく設置管理許可を受けた者が、当該施設を管理運営するに際して円滑化が図られる。</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 宮城県県立都市公園条例、横浜市公園条例</p>
対象となる政策等 の原案	別紙「北広島市都市公園条例の一部改正について」のとおり
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント後のスケジュール</li> </ul> <p>令和4年9月 市議会第3回定例会に提案予定</p>